第　4　号議案

# 平成３１年度舞鶴市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成31年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 水洗化戸数 | 38,200戸 |
| (2) | 年間総排水量 | 10,069,300㎥ |
| (3) | １日平均排水量 | 27,500㎥ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | |
| | 管渠建設費 | 596,112千円 |
| | 管渠整備費 | 216,646千円 |
| | 処理場整備費 | 286,749千円 |
| | 浄化槽建設費 | 37,097千円 |
| | 雨水処理費 | 154,663千円 |

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

| | |
|---|---|
| 第１款　下水道事業収益 | 3,531,300千円 |
| 第１項　営業収益 | 1,207,088千円 |
| 第２項　営業外収益 | 2,324,210千円 |
| 第３項　特別利益 | 2千円 |

支出

| | |
|---|---|
| 第１款　下水道事業費用 | 3,551,700千円 |
| 第１項　営業費用 | 3,138,253千円 |
| 第２項　営業外費用 | 406,270千円 |
| 第３項　特別損失 | 6,677千円 |
| 第４項　予備費 | 500千円 |

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,191,500千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,285千円、損益勘定留保資金1,147,215千円で補てんするものとする。）

収　　　入

| | |
|---|---|
| 第1款　資本的収入 | 2,356,950千円 |
| 第1項　企業債 | 1,733,500千円 |
| 第2項　他会計補助金 | 89,391千円 |
| 第3項　補助金 | 286,904千円 |
| 第4項　出資金 | 238,779千円 |
| 第5項　負担金 | 8,375千円 |
| 第6項　固定資産売却代金 | 1千円 |

支　　　出

| | |
|---|---|
| 第1款　資本的支出 | 3,548,450千円 |
| 第1項　建設改良費 | 1,293,138千円 |
| 第2項　償還金 | 2,255,112千円 |
| 第3項　積立金 | 200千円 |

（債務負担行為）

第5条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事　　項 | 期　　間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 公共下水道事業費<br>（東浄化センター汚泥処理設備改築分） | 自　平成31年度<br>至　平成32年度 | 千円<br>400,000 |
| 雨水処理事業費<br>（ポンプ場整備分） | 自　平成31年度<br>至　平成33年度 | 300,000 |
| 平成31年度舞鶴市土地開発公社が舞鶴市に代わって用地取得等を行うための事業資金の借入れに対する債務保証 | 自　平成31年度<br>至　平成32年度 | 31,000 |
| 平成31年度公共用地等取得事業費 | 自　平成31年度<br>至　平成32年度 | 31,000 |

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 建設改良費等 | 千円<br>1,136,500 | ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額 | 証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。 | 5.0％以内<br>ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 | 公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。 |
| 資本費平準化債 | 597,000 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 計 | 1,733,500 | | | | |

（一時借入金）
第７条　一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職 員 給 与 費　　　282,074千円

（他会計からの補助金）
第１０条　下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,398,487千円である。

平成３１年２月２７日　提　出

舞鶴市長　多々見　良三